

令和6年能登半島地震に伴う 雇用保険の基本手当の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

本地震の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない場合は、応募等の求職活動実績がなくても支給されます。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

本地震による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続を行うことができます。

※ 受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続を行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

事業所が本地震により直接被害を受け、一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置を利用して、失業給付の支給を受けた方については、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、ハローワークや労働局にご相談ください。

【注意】

- 本地震の影響により令和6年1月4日以降、一部のハローワークにおいて臨時閉庁しております。ハローワークの開庁閉庁状況については、石川労働局のホームページにてご案内しておりますので、石川労働局のホームページをご覧ください。(ホーム | [石川労働局 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp))

石川労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク金沢	〒920-8609 金沢市鳴和 1-18-42	076-253-3030
ハローワーク津幡 (分室)	〒929-0326 河北郡津幡町字清水ア 66-4	076-289-2530
ハローワーク小松	〒923-8609 小松市日の出町 1 丁目 120 番地 小松日の出合同庁舎 2 階	0761-24-8609
ハローワーク白山	〒924-0871 白山市西新町 235	076-275-8533
ハローワーク七尾	〒926-8609 七尾市小島町西部 2 七尾地方合同庁舎 1 階	0767-52-3255
ハローワーク羽咋 (出張所)	〒925-8609 羽咋市南中央町キ 105-6	0767-22-1241
ハローワーク加賀	〒922-8609 加賀市大聖寺菅生イ 78-3	0761-72-8609
ハローワーク輪島	〒928-8609 輪島市鳳至町畠田 99-3 輪島地方合同庁舎 1 階	0768-22-0325
ハローワーク能登 (出張所)	〒927-0435 鳳珠郡能登町字宇出津新港 3-2-2	0768-62-1242